

令和 3 年度第 1 5 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 3 年 1 月 8 日

担当部・課：総務部秘書広報課〔内線 4 0 2 2〕

① 件 名
石巻市復興まちづくり情報交流館中央館の閉館について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>復興まちづくり情報交流館は、震災からの復旧・復興事業の進捗状況や復興のまちづくりの取組に関する情報発信、また、市民同士の意見交換や来訪者との交流の場として市内 4 箇所に設置し、中央館は平成 2 7 年 3 月に開館した。</p> <p>本施設は、設置当初より、新たな震災伝承施設が整備された時点で閉館することとしており、中央館については、その機能を継承する震災遺構門脇小学校が本年度中に整備され、令和 4 年 4 月より供用開始予定となっている。</p> <p>【目的】</p> <p>令和 4 年 3 月末で中央館を閉館し、新たに整備される施設に情報交流館の機能を承継することにより、東日本大震災をめぐる事象と教訓を後世に伝え継ぐとともに、災害から命を守るための避難行動や訓練の大切さ等、震災からの学びや教訓を伝える。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市復興まちづくり情報交流館条例（平成 2 6 年条例第 4 9 号） 石巻市復興まちづくり情報交流館条例施行規則（平成 2 7 年規則第 4 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第 6 節 未来につなぐ震災伝承の推進 1 震災伝承を推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 7 年 3 月 石巻市復興まちづくり情報交流館中央館設置 9 月 石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会と指定管理に関する基本協定締結 （指定管理期間：平成 2 7 年 9 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日（2 年 6 月） ：平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日（3 年））</p> <p>令和 元年 5 月 同協議会総会において閉館時期について説明 令和 2 年 5 月 同協議会総会において閉館時期の変更について説明 令和 3 年 3 月 同協議会と指定管理に関する基本協定締結 （指定管理期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日（1 年間）） 9 月 同協議会へ継承施設及び閉館時期等について説明</p>

<p>⑤ 主な内容</p>
<p>【廃止する施設概要】 石巻市復興まちづくり情報交流館中央館 (1) 施設の位置 石巻市中央二丁目8番11号 (2) 設置年月日 平成27年3月7日 (3) 建物構造及び延床面積 軽量鉄骨造平屋建 136.71㎡</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 施設の管理運営費の削減が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 指定管理料（令和3年度11,576千円）の削減</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和3年12月 市議会第4回定例会に石巻市復興まちづくり情報交流館条例の廃止について 提案（令和4年4月1日施行予定）</p> <p>令和4年 1月～ 石巻市復興まちづくり情報交流館中央館閉館の周知 3月 石巻市復興まちづくり情報交流館中央館閉館</p>
<p>⑨ その他</p>
<p>【閉館後の建物の利活用】 建物については、住民交流及び街づくり振興のための情報発信施設として、貸し付けを検討中。 敷地については、民地のため土地転貸借契約を解約する。</p> <p>【他の交流館について】 牡鹿館：令和元年8月31日閉館 雄勝館、北上館：令和2年3月31日閉館</p>